第２２期第１７回釧路十勝海区漁業調整委員会議事録

１　日　　時　　令和５年１０月２６日（木）１３時３５分～１３時４５分

２　場　　所　　釧路水産センター３Ｆ　大会議室

３　出席委員　　川崎一好　柳谷法司　上野　仁　後藤義勝　石川和男
　　北島千也　神山久典　中村純也　西田達雄　山﨑貞夫

４　事 務 局　　佐々木事務局長　山方主任　田中主事　曽谷主事

５　臨 席 者　　釧路総合振興局　武蔵水産課長　服部漁業管理係長
　　十勝総合振興局　小川水産課長

６　議事事項
　　議案第１号　釧路十勝海区漁場計画の変更案について（答申）
　　議案第２号　委員の辞任について

７　その他

８　議事の経過

（１）開　　会

事務局　只今から、第２２期第１７回釧路十勝海区漁業調整委員会を開催します。
　開会にあたりまして、川崎会長よりご挨拶申し上げます。

（２）会長挨拶

　秋さけ漁も終盤を迎え、これほど厳しいとは思っておりませんでしたので、非常に残念に思います。これから幾らかでも巻き返しがあればと願っているところです。
　さんま漁は、小型船はオホーツクで漁が見えてきております。
　まき網は、今月で終了します。このまき網が終了すれば、道東も冬支度となります。
　年度内、事故なく終えたいと思っております。
　本日の委員会に、釧路、十勝両振興局の水産課長さんをはじめ、ご出席をいただき、ありがとうございます。
　本日は、よろしくお願いします。

（３）出席人員報告

事務局　この後の会議進行は、川崎会長にお願いいたします。

会　長　それでは、出席人員を報告いたします。
　委員総数１３名中、出席委員は１０名であり、過半数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。

（４）議事録署名委員の選出

会　長　次に、議録署名委員につきまして、委員会規程第７条の規定によりまして、私から指名させていただきます。
　本日の議事録署名は、中村委員と西田委員にお願い致します。

（５）議事の経過

会　長　　それでは、議事事項に入ります。
議案第１号「釧路十勝海区漁場計画の変更案について」を上程いたします。　事務局より説明願います。

事務局　　資料１－１をご覧ください。
北海道知事から漁業法第６４条第４項及び第８６条第２項の規定に基づき、釧路十勝海区漁場計画の変更案について諮問がありました。
変更案となっておりますので、この漁場計画は共同漁業権、区画漁業権の関係で、本年５月３１日に１度樹立しており、今回は第１５次定置漁業権を含めたものとしているため、変更案となります。
なお、資料は定置漁業権のみを抜粋し、共同、区画は除いたものとなっております。
また、諮問のありました漁場計画変更案につきましては、振興局最終案と同じ内容となっております。
次に漁場計画変更案について、ご説明いたします。
２ページをご覧ください。
漁場計画は、１漁業権に関する事項としまして、左側から区分、漁場番号、漁場の位置、漁場の区域、漁業の種類、漁業の名称、漁業時期、存続期間、個別漁業権又は漁業権の別、関係地区、条件、その他漁業権の設置に関し必要な事項を記載しており、下段に２保全沿岸漁場に関する事項、その他で漁業の免許予定日という、つくりとなってございます。
前回の第１４次からの変更点ですが、中程にあります存続期間が、免許の日から令和１０年１２月３１日までとなります。
浜中さけ定第１号から１０号については、前回、第１４次からの変更はなく、別紙の条件や漁場図も変更ありません。
次に昆さけ定第１号から１０号については、前回、第１４次の１号、３号を廃統し、順次、番号を繰り上げています。なお、２号は１４次途中で廃統していますので、１４次当初の１３漁場から今次の計画は１０漁場となっております。
そのほかは、前回からの変更はなく、また、別紙の条件や漁場図は番号が繰り上がりっておりますが、内容には変更ありません。
次に、釧路さけ定第１号から４号については、前回、第１４次の３号、５号、６号、７号、８号、１０号を廃統し、順次、番号を繰り上げています。
また、２号については、１４次の３号の場所へ規模は変えずに漁場を移設、第４号は前回、第１４次の第９号を特採で調査していた適地へ漁場移設し、２階網から１階網としております。
そのほかは、前回からの変更はありませんが、別紙の条件や漁場図は、番号の繰り上がりのほか、第２号と第４号が変更となっております。
釧路市東部漁協が１４次当初の７漁場から３漁場へ、釧路市漁協が３漁場から１漁場へ変更となっております。
次に３ページ目、白糠さけ定第１号から５号及び音さけ定第１号から４号については、前回、第１４次からの変更はなく、別紙の条件や漁場図も変更ありません。
次に、浦幌さけ定第１号から５号及び豊頃さけ定第１号から６号については、前回、第１４次からの変更はなく、別紙の条件や漁場図も変更ありません。

次に大樹さけ定第１号から６号については、前回、第１４次からの変更はなく、別紙の条件や漁場図も変更ありません。
４ページ目、広尾さけ定第１号から７号については、前回、第１４次は秋のみだった第７号と春のみだった８号を統合し、７号の漁場での春秋定置と変更しております。
そのほかは、前回からの変更はありませんが、別紙の条件や漁場図は、第７号が変更となっております。
続きまして、２保全沿岸漁場に関する事項「なし」、（その他）漁業の免許予定日「令和６年２月１日」となっております。

会　長　只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

各委員　（な　し）

会　長　なければ、議案第１号の「釧路十勝海区漁場計画の変更案について」は、適当であると認めてよろしいですか。

各委員　（は　い）

会　長　それでは、諮問内容のとおり漁場計画の変更については、異論ない旨、北海道知事に答申することとします。
次に、議案第２号「委員の辞任について」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局　資料２－１をご覧ください。
令和５年１０月１２日付けで、北島千也委員から北海道知事に対して、一身上の都合により、委員を辞任したい旨の届け出がありました。
資料２－２　裏のページをご覧ください。
漁業法関係条文でございます。
漁業法第１４１条では、「委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。」とされてございますので、本委員会にお諮りする次第です。
説明は以上です。

会　長　ご意見、ご質問等があれば、お受けしたいと思います。
いかがですか。

各委員　（な　し）

会　長　ご意見がなければ、議案第２号の「委員の辞任について」は、委員会として同意することで、ご異議ありませんか。

各委員　（な　し）

会　長　ご異議がないようですので、同意することに決定させていただきます。
本日予定の議題は以上です。
その他として、委員の皆さんから何かありますか。

各委員　（な　し）

会　長	事務局から何かありますか。
事務局	（な　し）
会　長	それでは、他になければ、以上で本日の委員会を閉会します。 ご苦労様でした。